

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月まで

妻が会社を退職した昭和 59 年 5 月頃、妻が夫婦二人分の国民年金の加入
手続を行った際、夫婦共に付加年金制度にも加入し、夫婦共に付加保険料
を納付したはずであるにもかかわらず、私の申立期間のみ、付加保険料が
未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人及びその妻は、夫婦共に昭和 59 年 5 月 19
日付けの国民年金被保険者資格取得と同時に付加年金制度にも加入し、平成
13 年 10 月 10 日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、
申立期間を除き、夫婦共に定額保険料及び付加保険料について納付済みであ
ることが確認できるところ、付加年金制度に加入した当初の 11 か月につい
て、その妻は定額保険料及び付加保険料を納付したにもかかわらず、申立人
が定額保険料だけを納付して付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保
険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て元妻が行っており、元妻の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て元妻が行った。」としているところ、その元妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているとともに、その元妻は、「私が夫婦二人分を一緒に納付していた。私の分が納付済みとなっているのだから、元夫の分も一緒に納付したのではないか。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 56 年 9 月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、自宅や仕事場に集金に来た女性にまとめて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、市の国民年金被保険者名簿の昭和 51 年度の欄を見ると、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 7 月 31 日に納付した旨の押印とは別に、「12600 53. 2. 21 納付済」との記載が確認でき、この記載は、申立人が 53 年 2 月 21 日に 1 万 2,600 円を納付したことを記録したものであると認められるとともに、この金額は、申立期間の保険料額と一致する。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、「集金人は毎月来ていたようだが、私とはなかなか会うことができなくて、会った時にまとめて国民年金保険料を納付していた。」としていることなどから、申立人は保険料を定期的には納付していなかったことがうかがえ、また、いつの分をいつ頃、いくらぐらい納付したかなどについて定かでないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、62年4月は20万円、同年5月から同年7月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年8月1日まで
昭和61年12月から62年9月まで、A社で正規社員として勤務した。

このうち、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていることが給与明細書で確認できるので、厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、未払給与の確認書及び複数の同僚証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、給与明細書及び未払給与の確認書により確認できる報酬額に基づき、昭和62年4月は20万円、同年5月から同年7月までは19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、適用事業所として

の記録が無い。

しかしながら、商業登記簿によると、当該事業所は、申立期間当時、法人事業所であったことが確認できるところ、事業主の妻及び複数の同僚は、申立期間当時、当該事業所には常時3名以上の従業員がいたことを証言していることから、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から同年6月1日まで
昭和17年12月に戦争が激しくなり、A社B工場に徴用工として入社した。

その後、同社C工場に転勤となり、特攻隊機用の燃料タンクの製造に従事し、昭和20年8月まで同社で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっている。

申立期間に工場長から表彰状を頂き、現在でも所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年3月10日付けで「A社C工場 特設防護団長（当時の事業主）」から、同工場の特設防護団員としての工場防衛の功績により授与された表彰状を所持していることから、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における資格喪失日は、昭和20年1月1日とされている。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日は記載されていない上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、資格喪失日は不鮮明で読み取ることが困難であり、これを昭和20年1月1日と確認することはできない。

このことについて、日本年金機構は、「当該事業所の健康保険労働者年金保

険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は空欄となっており、資格喪失日が確認できない。オンライン記録による資格喪失日が昭和 20 年 1 月 1 日とされている理由は不明である。」と回答している。

また、申立人は、「A社D工場において、昭和 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該事業所においては、申立人以外にも同日（20 年 6 月 1 日）に被保険者資格を再取得している従業員が多数確認できる上、同名簿によると、これら従業員の同社C工場における資格喪失年月日は、申立人と同様に空欄となっているものの、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録によると、同社C工場における資格喪失日は同年 6 月 1 日とされており、同社C工場と同社D工場との間で、被保険者資格は継続していることが確認できる。

さらに、A社の創立 90 周年記念誌によると、「昭和 20 年 5 月 25 日戦災、本社焼失、B工場内に移す。C工場焼失」との記述が確認でき、当該事業所C工場において罹災した従業員は、戦災を免れた他の工場において、同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したものと考えられることから、当時の社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿で確認できる標準報酬等級の記載から、90 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和31年4月16日、資格喪失日は同年8月20日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から31年3月31日まで
② 昭和31年4月16日から34年3月28日まで

昭和30年2月から31年3月までB社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずだが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く納得できない。

また、上記事業所を退社後に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者記録も無い。当該事業所においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和31年4月16日、資格喪失日は同年8月20日）が確認できる。

また、当該事業所が、上記記録に係る申立人の厚生年金保険被保険者証を保管している上、申立人は、「入社する際、自分が若かったので、生年月日を2歳ほど年上に申告した。」と主張していることから、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和31年4月16日、資格喪失日は同年8月20日であると認められる。

なお、昭和 31 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、当該未統合記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 31 年 8 月 20 日から 34 年 3 月 28 日までの期間については、申立人が所持する写真及び元同僚が所持する写真を基に複数の元同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態を認められるまでの証言が得られない。

また、当該事業所によると、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管していない上、このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、元同僚の証言により、正確な時期は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している元同僚 3 名及び女性事務員 2 名は、いずれも当該事業所において被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、「従業員は十数名いた。」と主張しているところ、上記被保険者名簿によると、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、新規適用日の昭和 29 年 6 月 1 日から適用事業所でなくなった日の 32 年 3 月 30 日までの 2 年 9 か月間で計 12 名であり、申立期間①において被保険者数が 10 名を超える時期は無い。

さらに、当該事業所においては、新規適用日である昭和 29 年 6 月 1 日に 9 名、同年 8 月 20 日に 2 名、同年 8 月 25 日に 1 名の計 12 名が被保険者資格を取得した後は、適用事業所でなくなった日（32 年 3 月 30 日）までの間に新たに被保険者資格を取得した者は見当たらない上、健康保険の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立期間①当時、当該事業所では従業員全員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、事業主は他界しているため、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が確認できない上、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は27万円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は27万円及び19年7月31日は32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は27万円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は27万円及び19年7月31日は32万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は29万円、18年8月10日は32万4,000円、同年12月25日は29万円及び19年7月31日は34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は29万円、18年8月10日は32万4,000円、同年12月25日は29万円及び19年7月31日は34万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は31万6,000円、18年8月10日は35万3,000円、同年12月25日は31万6,000円及び19年7月31日は37万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は31万6,000円、18年8月10日は35万3,000円、同年12月25日は31万6,000円及び19年7月31日は37万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は28万5,000円、18年8月10日は31万9,000円、同年12月25日は28万5,000円及び19年7月31日は34万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は28万5,000円、18年8月10日は31万9,000円、同年12月25日は28万5,000円及び19年7月31日は34万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は28万7,000円、18年8月10日は23万円、同年12月25日は23万円、19年7月31日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は28万7,000円、18年8月10日は23万円、同年12月25日は23万円、19年7月31日は28万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は26万8,000円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は26万8,000円及び19年7月31日は32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は26万8,000円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は26万8,000円及び19年7月31日は32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は26万円、18年8月10日は29万1,000円、同年12月25日は26万円及び19年7月31日は31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は26万円、18年8月10日は29万1,000円、同年12月25日は26万円及び19年7月31日は31万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は26万円、18年8月10日は23万4,000円、同年12月25日は23万4,000円及び19年7月31日は29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は26万円、18年8月10日は23万4,000円、同年12月25日は23万4,000円及び19年7月31日は29万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は27万円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は27万円及び19年7月31日は32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年8月10日、同年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は27万円、18年8月10日は30万円、同年12月25日は27万円及び19年7月31日は32万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は23万円、18年8月10日は25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年8月10日

平成17年12月28日及び18年8月10日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は23万円及び18年8月10日は25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月28日は20万円、18年12月25日は25万円及び19年7月31日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月31日

平成17年12月28日、18年12月25日及び19年7月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、平成17年12月28日は20万円、18年12月25日は25万円及び19年7月31日は28万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

平成 19 年 8 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

平成 19 年 8 月 10 日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
A社における当該期間の標準報酬月額を、平成15年6月から16年5月までは
50万円、同年6月から同年11月までは44万円、同年12月から18年8月まで
は38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成18年9月から同年11月までの期
間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ
り給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月
額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保
険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義
務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月から18年8月まで
② 平成18年9月から20年2月まで

申立期間①については、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられて
いるが、私はA社における取締役ではあったものの、兼務役員身分であり、
遑って記録が訂正されたことについて権限はなかった。

申立期間②については、実際に受け取っていた報酬月額よりも、年金事
務所に記録されている標準報酬月額が低くなっている。

各申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額
は、当初、申立人が主張する平成15年6月から16年5月までは50万円、
同年6月から同年11月までは44万円、同年12月から18年8月までは38
万円と記録されていたところ、17年6月10日付けで、15年6月1日まで遑

って9万8,000円に引き下げられている上、17年10月26日付けで、申立人に係る同年9月1日付けの報酬月額算定基礎届を取り消し、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚の取締役2名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成17年6月10日付けで、15年6月1日又は17年3月10日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間①において当該遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間当時の当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、遡って申立人の標準報酬月額を引き下げた。」と回答している。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、申立期間①において当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、当該事業所は、「申立人は、兼務役員であった。」と証言しているとともに、複数の元同僚は、「申立人は、現場代理人であり、経理事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年6月10日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、15年6月から16年5月までは50万円、同年6月から同年11月までは44万円、同年12月から18年8月までは38万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成18年9月から同年11月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当該期間について9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年12月から20年2月までの期間については、上記の給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、並びにB市から提出された給与支払報告書で確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から35年3月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年4月1日まで

昭和33年1月からA社の本社B部にアルバイトとして勤務し、人事部長に同年4月1日から正社員にするとわれ、平成5年3月31日まで勤めたにもかかわらず、年金事務所の記録では、昭和33年4月1日から35年4月1日までの厚生年金保険の記録が抜けている。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人がA社本社B部に昭和33年1月13日から継続して勤務していたことが認められる。

また、元上司は、「当初、申立人はアルバイトとして入社したが、私が転勤になった昭和35年4月の大分前に正社員になった。申立人が、正社員となってボーナスが出て喜んでいたので覚えている。」と証言しているとともに、元同僚も、「本社の正社員採用は、毎年4月1日付けであった。申立人は、33年1月からアルバイトとして採用され、自分が入社した同年4月1日から一緒に正社員になったはずである。初めてボーナスをもらった時に、お互い喜んで金額を確認したことを覚えている。」と証言していることから、申立人は、33年4月1日付けでA社に正社員として採用されたことが推認できる。

さらに、申立期間当時における本社採用の正社員の試用期間について、A社は、当時の資料が無く確認できないとしているが、元上司及び複数の元同僚等は、「本社に採用された正社員には、試用期間は無く、正社員採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、連絡の取れた本社採用の元同僚等6人は、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚等の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和33年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から35年3月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主が申立人に係る資格取得日を昭和35年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年4月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、労働者年金保険被保険者であったことが認められることから、同事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年5月10日）及び資格取得日（同年6月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月10日から同年6月10日まで
昭和18年3月6日から57年6月15日まで、A社B工場に継続して勤務していたが、申立期間に空白がある。申立期間について労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、昇給通知、給与明細書及び事業主の供述から、申立人が、申立期間当時、A社B工場において、所属部署の異動は無く、申立期間も継続してC課D係に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和18年5月10日に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、19年12月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたとの記録が認められる。

さらに、i) 書き換え後の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の被保険者資格取得日が18年3月6日から同年6月10日と訂正されていること、ii) 申立人と同様に、労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると18年5月10日に被保険者資格を喪失している2名の元同僚の記録が二重線で消され、19年7月19日と訂正されていること、iii) 現存する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は、その様式及び記載内容から、26年頃にまとめて記載されたものであり、申立期間当時の旧台帳は存在していないことから、当時の社会保険事務所における申立人の記録管理が適切に行われなかった状況がうかがえる。

そのほか、事業所が保管する「厚生年金被保険者台帳」によると、申立人が申立期間に被保険者資格を喪失した記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について昭和18年5月10日に労働者年金保険被保険者資格を喪失する届出及び再取得の届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間において労働者年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（18年5月10日）及び資格取得日（同年6月10日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 12 日から同年 8 月 13 日まで
② 昭和 34 年 11 月 9 日から 37 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 7 日から同年 9 月 16 日まで

A社B工場では事務見習だった。C社は家事手伝いで、1年ぐらいして厚生年金保険に入れてもらった。D社E工場では、入社してすぐに救急車で病院に運ばれ入院し、退院後にFに帰ったが、入院中に会社が私の年金番号をFから取り寄せていた。

申立期間について、脱退手当金を受け取った記録になっているが、受け取っていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立人の脱退手当金裁定請求書によると、当初、昭和 41 年 1 月に申立期間②に係る事業所を管轄するG社会保険事務所（当時）が当該裁定請求書を受理した後、同年 3 月 26 日に申立期間③に係る最終事業所を管轄するH社会保険事務所（当時）が転送受理し、支給決定は最終事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失から 3 年 7 か月後の同年 4 月 27 日付けと記録されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、当該裁定請求書については、記載されている住所は、I 県 J 市の当時の申立人の住所と一致するものの、i) 申立人は昭和 38 年 6 月 * 日に K 市において婚姻し改姓しているにもかかわらず、当該裁定請求書の氏名印欄は旧姓のままであること、ii) 住所欄には、夫の氏名に「様方」と記載していること、iii) 最終事業所欄は申立期間②に係る「C社」が二本線で抹消されたままになっていることなどの不自然さが認められる上、申立人は、当該裁定請求書の筆

跡及び印影について、「自分のものではない。」と述べていることから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとも考え難い。

さらに、申立人は、G社会保険事務所が脱退手当金裁定請求書を受理する前の昭和40年12月にJ市において国民年金に加入している上、申立人は、「C社では、厚生年金保険の加入手続がされていなかった私のために、職場の人が社長に話して厚生年金保険に入れてくれたので大切にしてきた。」と述べており、脱退手当金を請求する動機が見当たらない。

加えて、申立期間②及び③の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年3月まで
会社の社長に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社の社長に勧められて国民年金の加入手続を行った時期は、20歳になってすぐだと思うが、はっきりとは覚えていない。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和46年11月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和46年11月の時点において、申立期間の国民年金保険料については過年度納付することが可能ではあるものの、申立人は、「会社の社長に勧められて国民年金に加入したこと以外のこと覚えていない。」としている上、「過去の未納分の保険料を遡ってまとめて納付したことはない。」としており、申立期間の保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年5月まで

社会保険庁(当時)に勤務していた私の友人から、年金の必要性を説かれるとともに、過去の未納分を2年遡って納付できることを聞いたため、平成5年6月頃、妻が市に申立期間の国民年金保険料の集金をお願いし、妻が市の集金人に納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「過去の未納分を2年遡って納付できると聞いたため、平成5年6月頃、妻が市に申立期間の国民年金保険料の集金をお願いし、妻が市の集金人に納付した。」としているところ、A市は、「当時は徴収員による訪問徴収が行われていたが、それは現年度保険料の徴収である。その時に頼まれれば過年度保険料も預かることはあったが、過年度保険料のみの徴収のために訪問することはない。」としており、同市の保管する「A市国民年金保険料口座振替依頼書」により、申立人はその夫とともに5年6月からの保険料を口座振替による納付としていることが確認できることから、当時の申立人宅に市の徴収員が訪問していたとは考えにくい。

また、申立期間の国民年金保険料について、市に集金を依頼するとともに、市の集金人に納付したとする申立人は既に他界していることから、過年度保険料の集金を市に依頼した経緯や、保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の夫は、「平成5年6月以降の私たち夫婦の国民年金保険料については、口座振替にしていたので現金納付をしたことは一度もな

い。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人及びその夫は、平成8年度において、6年度及び7年度の保険料を6回にわたり過年度納付していることが確認できることから、申立人の夫は、当該過年度納付を申立期間の過年度納付であると記憶違いをしていることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成 5 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成 5 年 2 月まで
私が 20 歳になった時、祖母か私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、祖母が納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時に、祖母か私が国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は平成 5 年 2 月又は同年 3 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとするその祖母は既に他界しているとともに、申立人は、「加入手続については、祖母が行っていないならば自分が行ったのだと思うが、その記憶は無い。また、保険料の納付方法や納付金額等については、祖母が行ってくれていたのでは私には分からない。」としていることから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の所持する年金手帳の初めて国民年金被保険者となった日の欄には、昭和 60 年 11 月 27 日と記載されているが、この日付は、国民年金被保険者資格を取得した日であり、過去に遡る場合もあることから、国民年金の加入手続日とは限らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年6月まで

昭和54年1月の会社退職後、国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を地区の集金により納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年1月の会社退職後、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人には過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳を見ても、国民年金に関する記載は無い。

また、申立人の申立期間は厚生年金保険の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間に挟まれた期間であるところ、仮に申立内容のとおり、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていた場合、それに伴ってその妻の国民年金の資格記録も任意被保険者から強制被保険者へと変更されるはずであるが、その妻に係る市の国民年金被保険者名簿によると、その妻は、申立期間の前後を通じて国民年金の任意被保険者のままであることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を地区の集金により納付した。」と主張しているが、その妻の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 10 日から同年 8 月 21 日まで
A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該事業所は、昭和 60 年 4 月 10 日から同年 8 月 21 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことを年金事務所で聞いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 60 年 1 月 1 日、離職日は同年 4 月 20 日とされていることから、申立人は、申立期間の一部(60年4月10日から同年4月20日まで)において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 60 年 4 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚からは、「申立人を覚えている。」とする証言は得られたものの、申立人の具体的な退職時期に関する証言を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所においては、昭和 60 年 8 月 5 日付けで、同年 4 月 12 日又は同年 5 月 20 日に遡って厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 4 名確認できることから、当該事業所では、当時、全ての従業員を適時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において、健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態

及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年1月10日まで
昭和18年3月に国民学校高等科を卒業後、同年4月1日から20年8月までA社に勤務した。

この期間は厚生年金保険に加入していたと記憶しているにもかかわらず、資格取得日が昭和20年1月10日とされており、申立期間の被保険者記録が無いことは納得できない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和18年3月に国民学校高等科を卒業後、同年4月にA社に入社し、同時にA青年学校に入学した。」としているところ、厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日から申立人と同学齢と考えられる複数の同僚は、自身の入社時の状況について、申立人と同様の証言をしていることから、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所が保管する「労働者年金保険被保険者台帳」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和20年1月10日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致する。

また、厚生年金保険被保険者名簿によると、上記複数の同僚の資格取得日は、申立人と同じ昭和20年1月10日とされている。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「A社入社と同時に入学したA青年学校では、入学当初、半日は学科、半日は職業科の実習を受けたが、終戦が近い頃には一日中労働していた。」と述べていることから、太平洋戦争の進展に伴い、学科及び職業科の授業は次第に勤労作業に転換されていったことがうかがえ

るとともに、当該事業所では、青年学校に通っていた従業員が実質的に学生から労働者に移行した昭和20年1月10日に厚生年金保険の資格取得を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。